明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○消防法施行規則第四条の五第一項に規定する登録確認機関の代表者の氏名の変更に関する件（消防庁一二）　二
○技術協力に関する日本政府とレバノン共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務三一九）　二
○雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件（厚生労働二三七）　三
○雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（同二三八）　三
○雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（同二三九）　三
○植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示（農林水産八七六）　三
○コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるイエローピタヤの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（同八七七）　五
○メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（同八七八）　五
○メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（同八七九）　六
○アメリカ合衆国のフロリダ州から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（同八八〇）　七
○保安林の指定を解除する件（同八八一、八八二）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一四三～一四六）　九
○道路に関する件（中国地方整備局六〇）　九
〔人事異動〕
内閣　内閣府　財務省　会計検査院　九
最高裁判所　九
〔叙位・叙勲〕　九
〔官庁報告〕
通運　一〇
海事補佐人の登録（海難審判所）　一〇
〔公告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、公示送達関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二九